

【介護職員等処遇改善計画書の提出期限について】

令和8年度の介護職員等改善加算について、「強い経済」を実現する総合経済対策により、改定が行われることとなりました。これに伴い、処遇改善計画書等の様式が変更となるため、提出について、以下のとおりとします。

【提出期限】

	令和8年4月・5月分及び令和8年6月以降分の両方を提出する事業所	処遇改善加算が新設されることにより、令和8年6月以降分のみを提出する事業所
処遇改善計画書の提出日	令和8年4月15日(水)	令和8年6月15日(月)

【提出先】総社市役所長寿介護課

【提出方法】窓口持参，郵送又は電子メール

【様式について】

様式等につきましては、ホームページに掲載を予定しています。
掲載ができ次第、メールにて周知致します。